平成２３年（フ）第１９７号
静岡県御殿場市川島田977番地の４　持田製薬寮Ａ管理人室
債務者　中澤　正一
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１９８号
静岡県御殿場市川島田977番地の４　持田製薬寮Ａ管理人室
債務者　中澤　麗華
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第２０５号
静岡県三島市・若松町・4624番地の１　アプローズタウン24
債務者　井出　圭子
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１５８号
香川県高松市片原町４番地９
債務者　松本　静江（旧姓末竹）
1　決定年月日時　平成23年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第１０号
大分県杵築市大字南杵築2250番地　本多文雄宅、申立時の住所大分県日田市大字渡里1138番地１ステイタス月限Ⅱ―101号
債務者　樋口　英祐
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで　大分地方裁判所日田支部

平成２３年（フ）第１８号
大分県日田市大字十二町198番地15
債務者　金松　良昭
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで　大分地方裁判所日田支部

平成２３年（フ）第６３号
青森県三戸郡階上町大字道仏字耳ヶ吠11番地58
債務者　髙屋敷光正
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第２３号
山形県鶴岡市越沢乙59番地
債務者　大滝　慶明
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで　山形地方裁判所鶴岡支部

平成２３年（フ）第２５号
山形県鶴岡市宝田１丁目９番１―35号　ｆａｉｎ宝田　Ｍ３
債務者　安藤　恵里
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで　山形地方裁判所鶴岡支部

平成２３年（フ）第２７号
山形県鶴岡市鼠ヶ関乙50番地１
債務者　五十嵐友幸
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで　山形地方裁判所鶴岡支部

平成２３年（フ）第４３号
福島県大沼郡会津美里町八木沢字谷地1891番地６、前住所福島県大沼郡会津本郷町字高田町甲788番地　高田町団地１棟45号
債務者　児島　　剛
1　決定年月日時　平成23年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第１８３号
神奈川県厚木市三田3769番地　グリーンヒルズトーワ306
債務者　太田　一生
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１８４号
神奈川県厚木市三田3769番地　グリーンヒルズトーワ306
債務者　太田　和子
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１８８号
神奈川県小田原市久野308番地の１　シャトル相模Ｂ201
債務者　古屋勝次郎
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第２５８号
神奈川県厚木市長谷1567番地１　ラ・ベルメゾンⅢ201
債務者　正木　幸子（旧姓亀井）
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第７２９号
新潟市南区大通１丁目２番４号　加藤アパートＡ棟４号、申立時の住所新潟市南区鷲ノ木新田6766番地16
債務者　高杉　　満
1　決定年月日時　平成23年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで　新潟地方裁判所民事部